

(再交付)

マイナンバーカード受け取りのご案内

マイナンバーカードは原則申請者本人が受け取る公的な本人確認書類です。持ちものに不足がある場合は、マイナンバーカードをお受け取りになれません。なりすまし等を防止するため、厳格な本人確認の上でのお手続きになりますので、下記の持ちものを必ず確認しお越してください。

当日の持ちもの

申請者本人の来庁が必要です。

- (1) マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書 (同封のはがき)
- (2) マイナンバーカード・電子証明書 設定暗証番号記載票 (同封のA5の紙)
- (3) マイナンバーカード(個人番号カード) ※紛失や失効等による再交付の場合は、800円(電子証明書の発行を希望する場合は1,000円)の再交付手数料がかかります。
- (4) 本人確認書類 ⇒下記【本人確認書類】のA欄1点、またはB欄2点

【本人確認書類】

- ・ 有効期限があるものは期間内、いずれも原本に限ります。
- ・ 氏名と住所が最新の記載になっているものに限ります。

A	運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、マイナンバーカード、住民基本台帳カード(顔写真付きのものに限る)
B	健康保険被保険者証、資格確認書、医療受給者証、子ども医療受給者証、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、限度額適用認定証、各種年金証書、年金手帳・基礎年金番号通知書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、生活保護受給証明書、母子健康手帳、生徒手帳・学生証、社員証、法定代理人・病院長・施設長が作成する顔写真証明書など

◆ 15歳未満の子、成年被後見人の方の受け取り

受取りの際は、本人と一緒に法定代理人が窓口にお越しいただく必要があります。(15歳未満の子の場合は親権者、成年被後見人の方の場合は成年後見人が法定代理人となります。)

また、「当日の持ちもの」(1)から(4)の他に下記の追加書類が必要です。

15歳未満の子

- ・ 本人の戸籍謄本 (本籍が花巻市の方または同一世帯の方は不要)
- ・ 親権者の本人確認書類 ⇒上記【本人確認書類】のA欄1点、またはB欄2点

成年被後見人

- ・ 登記事項証明書
- ・ 成年後見人の本人確認書類 ⇒上記【本人確認書類】のA欄1点、またはB欄2点

代理人による受取りは裏面をご覧ください➡